

○柏市文化・交流複合施設条例

平成27年3月25日

条例第5号

改正 平成31年3月22日条例第3号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 柏市民交流センター（第3条―第28条）

第3章 柏市国際交流センター（第29条―第43条）

第4章 柏市男女共同参画センター（第44条―第55条）

第5章 柏市民ギャラリー（第56条）

第6章 雑則（第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、多くの市民が集い、活動し、交流し、及び連携し、並びに芸術の発表及び鑑賞をすることができる場を提供することにより、協働のまちづくりを推進するとともに、文化の向上及び福祉の増進に寄与するための施設である柏市文化・交流複合施設に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成施設）

第2条 柏市文化・交流複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 次条の規定により設置された柏市民交流センター
- (2) 第29条の規定により設置された柏市国際交流センター
- (3) 第44条の規定により設置された柏市男女共同参画センター
- (4) 柏市民ギャラリー条例（昭和54年柏市条例第39号）第1条の規定により設置された柏市民ギャラリー（第5章において「柏市民ギャラリー」という。）

第2章 柏市民交流センター

（設置）

第3条 市民の主体的な活動を促進し、及び市民相互の交流を支援するため、柏市民交流センター（以下この章において「市民交流センター」という。）を柏市柏一丁目1000番

地に設置する。

(施設)

第4条 市民交流センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) ミーティングルーム
- (2) 多目的スペース
- (3) オープンスペース
- (4) コワーキングスペース

(指定管理者による管理)

第5条 市民交流センターの管理は、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる市民交流センターの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条ただし書の規定による開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館並びに第8条ただし書の規定による使用時間の区分の変更に関すること。
- (2) 第9条ただし書の規定による使用者の範囲の変更に関すること。
- (3) 第10条の規定による登録, 第11条の規定による解散等の届出及び第12条の規定による登録の取消し等に関すること。
- (4) 第13条の規定による施設の使用の許可等及び第14条の規定による施設の占用の許可等に関すること。
- (5) 第15条の規定による附帯設備の使用の許可等及び第16条の規定による特別の設備の設置の許可等に関すること。
- (6) 第17条の規定による中止の届出及び第18条の規定による施設の使用の許可の取消し等に関すること。
- (7) 第19条の規定による利用料金の収受等, 第20条の規定による利用料金の減免及び第21条の規定による利用料金の返還に関すること。
- (8) 第23条の規定による禁止行為解除の許可に関すること。
- (9) 第24条の規定による入館の禁止等に関すること。
- (10) 第25条の規定による立入りに関すること。

(11) 市民の主体的な活動の促進及び市民相互の交流の支援のための事業の実施に関すること。

(12) 市民交流センターの維持管理に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(開館時間及び休館日)

第7条 市民交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休館することができる。

開館時間	午前8時30分から午後9時30分まで
休館日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(使用時間の区分)

第8条 第4条第1号及び第2号に掲げる施設の使用時間の区分は、次のとおりとする。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 午前9時から午前12時まで

(2) 午前12時から午後3時まで

(3) 午後3時から午後6時まで

(4) 午後6時から午後9時まで

(使用者の範囲)

第9条 次の各号に掲げる施設又は附帯設備を使用することができるものは、当該各号に定めるものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) オープンスペース（その全部又は一部を独占した使用（以下「占有」という。）をする場合に限る。） 次条第1項に規定する登録を受けたもの

(2) コワーキングスペース（月単位で使用する場合に限る。）及びロッカー 柏市民公益活動促進条例（平成16年柏市条例第2号）第9条第1項に規定する市長の登録を受けた市民公益活動団体（同条例第2条第2項に規定する市民公益活動団体をいう。）

(登録)

第10条 第4条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる施設を使用し、又は同条第3号に掲げる施設の占有をしようとする個人又は団体は、規則で定める当該個人又は団体の区分に応じ、あらかじめ指定管理者の登録（以下「登録」という。）を受けることにより、他に優先して第13条第2項の申請をすることができる。

2 登録を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

（解散等の届出）

第11条 登録を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 団体にあつては、当該団体を解散したとき。
- (2) 前条第1項に規定する優先申請の必要がなくなったとき。
- (3) 登録を受けた事項に変更が生じたとき。

（登録の取消し等）

第12条 指定管理者は、登録を受けたものが前条第1号又は第2号の規定に該当する旨の届出をしたときは、そのものの登録を取り消すものとする。

2 指定管理者は、登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当するとき又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、そのものの登録を取り消し、又は登録の効力を停止することができる。

- (1) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当する場合であつて、その旨の届出をしないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（施設の使用の許可等）

第13条 第4条第1号、第2号又は第4号に掲げる施設を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「施設使用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 指定管理者は、施設使用許可に際し、市民交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、施設使用許可に条件を付することができる。

4 指定管理者は、第1項に規定する施設を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するとき又は市民交流センターの管理運営上支障があると認めるときは、施設使用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 市民交流センターを損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(施設の占用の許可等)

第14条 第4条第3号に掲げる施設の占用をしようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の許可（以下この章において「施設占有許可」という。）について準用する。

(附帯設備の使用の許可等)

第15条 附帯設備を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、前項の許可（以下この章において「附帯設備使用許可」という。）について準用する。

(特別の設備の設置の許可等)

第16条 施設使用者（施設使用許可を受けたものをいう。以下この章において同じ。）及び施設占有者（施設占有許可を受けたものをいう。以下この章において同じ。）は、施設の使用又は占有をするに当たり特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、前項の許可（以下この章において「設置許可」という。）について準用する。

(中止の届出)

第17条 施設使用者、施設占有者、附帯設備使用者（附帯設備使用許可を受けたものをいう。以下この章において同じ。）及び特別設備設置者（設置許可を受けたものをいう。以下この章において同じ。）は、施設の使用若しくは占有若しくは附帯設備の使用を中止し、又は設置許可に係る行為を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(施設の使用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、前条の規定による届出があったときは、施設使用許可、施設占用許可、附帯設備使用許可又は設置許可を取り消すものとする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用許可、施設占用許可、附帯設備使用許可若しくは設置許可を取り消し、又は使用、占用若しくは特別の設備の設置の制限若しくは停止を命じることができる。

(1) 施設使用者、施設占用者、附帯設備使用者又は特別設備設置者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 施設使用者、施設占用者、附帯設備使用者又は特別設備設置者が使用又は占用の目的又は条件に違反して使用又は占有をしたとき。

(3) 施設使用者、施設占用者、附帯設備使用者又は特別設備設置者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により施設使用者、施設占用者若しくは附帯設備使用者が施設の使用若しくは占有若しくは附帯設備の使用をすることができなくなったとき又は本市が施設若しくは附帯設備を使用する必要性が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(利用料金)

第19条 施設使用者、施設占用者及び附帯設備使用者は、規則で定めるところにより、施設及び附帯設備の利用に係る料金（以下この章において「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第21条 既に支払った利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(禁止事項)

第22条 施設使用者、施設占有者及び市民交流センターに入館する者（次条において「市民交流センター入館者等」という。）は、市民交流センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の定員を超えて当該施設を利用すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- (3) 喫煙をすること。
- (4) 壁、柱、床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これらに類する行為をすること。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。
- (6) 建物その他物件を破損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (7) 騒音を発し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。
- (8) 物品の販売をすること。
- (9) ポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、又は配布すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に違反し、又は市民交流センターの秩序を乱す行為をすること。

(禁止行為解除の許可)

第23条 前条第2号、第8号又は第9号の規定にかかわらず、あらかじめ指定管理者の許可を受けた市民交流センター入館者等は、飲食し、火気を使用し、物品を販売し、又はポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、若しくは配布することができる。

- 2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

(入館の禁止等)

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の市民交流センターへの入館を禁止し、又は市民交流センターからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者

(立入り)

第25条 指定管理者は、市民交流センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理者が指定する者に、使用中又は占用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第26条 第4条第3号に掲げる施設を使用する者、施設使用者、施設占用者、附帯設備使用者又は特別設備設置者は、施設の使用又は占用及び附帯設備等の使用を終了したときは、直ちに使用又は占用をした施設及び使用した附帯設備等を原状に回復しなければならない。第18条第2項の規定により施設使用許可、施設占用許可、附帯設備使用許可若しくは設置許可を取り消され、又は使用、占用若しくは特別の設備の設置の制限若しくは停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第27条 市民交流センターの施設、附帯設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理等)

第28条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に市民交流センターの管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第7条から第9条までの規定中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第10条から第18条まで及び第23条から第25条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 2 前項に規定する場合において、市長は、第19条の規定にかかわらず、施設使用者、施設占用者及び附帯設備使用者から別表に定める額の使用料を徴収するものとする。
- 3 第20条及び第21条の規定は、前項の規定により使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第3章 柏市国際交流センター

(設置)

第29条 市民の国際理解を深め、及び市民の主体的な国際交流活動を促進するとともに、本市の国際化の進展に寄与するため、柏市国際交流センター（以下この章において「国

際交流センター」という。)を柏市柏一丁目1000番地に設置する。

(施設)

第30条 国際交流センターに国際交流スペースを置く。

(指定管理者による管理)

第31条 国際交流センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第32条 前条の規定により指定管理者に行わせる国際交流センターの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条ただし書の規定による開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館に関すること。
- (2) 第34条の規定による占用の許可等, 第35条の規定による中止の届出及び第36条の規定による占用の許可の取消し等に関すること。
- (3) 第38条の規定による禁止行為解除の許可に関すること。
- (4) 第39条の規定による入館の禁止等に関すること。
- (5) 第40条の規定による立入りに関すること。
- (6) 市民の国際理解及び主体的な国際交流活動の促進並びに本市の国際化の進展のための事業の実施に関すること。
- (7) 国際交流センターの維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第33条 国際交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休館することができる。

開館時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(占用の許可等)

第34条 国際交流スペースの占有をしようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「占有許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、占有許可に際し、国際交流センターの管理上必要があると認めるときは、占有許可に条件を付することができる。

4 指定管理者は、占有許可に際し、国際交流スペースの占有をしようとするものが次の各号のいずれかに該当するとき又は国際交流センターの管理運営上支障があると認めるときは、占有許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 国際交流センターを損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(中止の届出)

第35条 占有許可を受けたもの（以下この章において「占有者」という。）は、国際交流スペースの占有を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(占有の許可の取消し等)

第36条 指定管理者は、前条の規定による届出があったときは、占有許可を取り消すものとする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占有許可を取り消し、又は占有を制限し、若しくは占有の停止を命じることができる。

(1) 占有者が偽りその他不正の手段により占有許可を受けたとき。

(2) 占有者が占有の目的又は条件に違反して占有をしたとき。

(3) 占有者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により占有者が国際交流スペースの占有をすることができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(禁止事項)

第37条 国際交流スペースを使用する者及び占用者並びに国際交流センターに入館する者（次条において「国際交流センター入館者等」という。）は、国際交流センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- (2) 喫煙をすること。
- (3) 壁、柱、床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これらに類する行為をすること。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。
- (5) 建物その他物件を破損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。
- (7) 物品の販売をすること。
- (8) ポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、又は配布すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に違反し、又は国際交流センターの秩序を乱す行為をすること。

（禁止行為解除の許可）

第38条 前条第1号、第7号又は第8号の規定にかかわらず、あらかじめ指定管理者の許可を受けた国際交流センター入館者等は、飲食し、火気を使用し、物品を販売し、又はポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、若しくは配布することができる。

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

（入館の禁止等）

第39条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の国際交流センターへの入館を禁止し、又は国際交流センターからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者

（立入り）

第40条 指定管理者は、国際交流センターの管理上必要があると認めるときは、指定管理

者が指定する者に、占用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第41条 国際交流スペースを使用する者又は占用者は、施設等の使用又は占用を終了したときは、直ちに使用又は占用をした施設等を原状に回復しなければならない。第36条第2項の規定により占用許可を取り消され、又は占用の制限若しくは停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第42条 国際交流センターの施設、設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第43条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に国際交流センターの管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第33条中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第34条から第36条まで及び第38条から第40条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第4章 柏市男女共同参画センター

(設置)

第44条 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するとともに、男女共同参画社会の実現に寄与するため、柏市男女共同参画センター（以下この章において「男女共同参画センター」という。）を柏市柏一丁目1000番地に設置する。

(施設)

第45条 男女共同参画センターに男女共同参画交流スペースを置く。

(開館時間及び休館日)

第46条 男女共同参画センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休館することができる。

開館時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休館日	(1) 日曜日及び土曜日

- | |
|---|
| (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日まで |
|---|

(占有の許可等)

第47条 男女共同参画交流スペースの占有をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「占有許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。ただし、市長が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、占有許可に際し、男女共同参画センターの管理上必要があると認めるときは、占有許可に条件を付することができる。

4 市長は、男女共同参画交流スペースの占有をしようとするものが次の各号のいずれかに該当するとき又は男女共同参画センターの管理運営上支障があると認めるときは、占有許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 男女共同参画センターを損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(中止の届出)

第48条 占有許可を受けたもの（以下この章において「占有者」という。）は、男女共同参画交流スペースの占有を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(占有許可の取消し等)

第49条 市長は、前条の規定による届出があったときは、占有許可を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占有許可を取り消し、又は占有を制限し、若しくは占有の停止を命じることができる。

- (1) 占有者が偽りその他不正の手段により占有許可を受けたとき。
- (2) 占有者が占有の目的又は条件に違反して占有をしたとき。
- (3) 占有者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により占有者が男女共同参画交流スペースの占有をすることが

できなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(禁止事項)

第50条 男女共同参画交流スペースを使用する者及び占用者並びに男女共同参画センターに入館する者（次条において「男女共同参画センター入館者等」という。）は、男女共同参画センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。

(2) 喫煙をすること。

(3) 壁、柱、床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これらに類する行為をすること。

(4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。

(5) 建物その他物件を破損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。

(6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。

(7) 物品の販売をすること。

(8) ポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、又は配布すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に違反し、又は男女共同参画センターの秩序を乱す行為をすること。

(禁止行為解除の許可)

第51条 前条第1号、第7号又は第8号の規定にかかわらず、あらかじめ市長の許可を受けた男女共同参画センター入館者等は、飲食し、火気を使用し、物品を販売し、又はポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、若しくは配布することができる。

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(入館の禁止等)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の男女共同参画センターへの入館を禁止し、又は男女共同参画センターからの退館を命じることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者

(立入り)

第53条 市長は、男女共同参画センターの管理上必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、占用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第54条 男女共同参画交流スペースを使用する者又は占用者は、施設等の使用又は占用を終了したときは、直ちに使用又は占用をした施設等を原状に回復しなければならない。

第49条第2項の規定により占用許可を取り消され、又は占用の制限若しくは停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第55条 男女共同参画センターの施設、設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第5章 柏市民ギャラリー

第56条 柏市民ギャラリーの設置及び管理については、柏市民ギャラリー条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。

第6章 雑則

(委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(柏市民活動センター条例の廃止)

2 柏市民活動センター条例（平成18年柏市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成31年条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等するものであって、平成31年4月1日（以下「基準日」という。）前に許可等を受けたものについては、なお従前の例による。

(1)から(4)まで 略

(5) 文化・交流複合施設の使用又は占有に係る利用料金又は使用料
(準備行為)

5 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであって、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(14)まで 略

(15) 文化・交流複合施設の使用又は占有に係る利用料金又は使用料

別表（第19条第3項）

（平31条例3・一部改正）

1 施設利用料金

(1) 本市の区域内に住所（団体にあっては、主たる事務所（主たる事務所を有しない団体にあっては、当該団体の代表者の住所）。次号において同じ。）を有するもの（営利団体を除く。）が使用又は占有をする場合

施設	単位	利用料金（円）	備考
ミーティングルームA	3時間当たり	660	
ミーティングルームB	3時間当たり	660	
ミーティングルームC	3時間当たり	660	
ミーティングルームA・B	3時間当たり	1,320	
ミーティングルームB・C	3時間当たり	1,320	

ミーティングルームA・B・C	3時間当たり	1,990	
ミーティングルームD	3時間当たり	990	
ミーティングルームE	3時間当たり	1,100	
ミーティングルームF	3時間当たり	770	
ミーティングルームG	3時間当たり	770	
ミーティングルームF・G	3時間当たり	1,550	
多目的スペースA	3時間当たり	1,430	
多目的スペースB	3時間当たり	1,870	
オープンスペース (10平方メートルにつき)	1時間当たり	110	
コワーキングスペース (1区画につき)	1月当たり	5,500	キャビネット及びメールボックス (各1個) を含む。
	1日当たり	550	

備考

- ミーティングルーム又は多目的スペースを使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該超過し、又は繰り上げた部分に係る使用時間（当該使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を1時間とみなす。備考2において同じ。）の1時間当たりの利用料金は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- オープンスペースを第7条ただし書の規定による変更の後の開館時間に占用をする場合の当該変更の前の開館時間から超過し、又は繰り上げた部分に係る使用時間

の1時間当たりの利用料金は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(2) 本市の区域内に住所を有しないもの（営利団体を除く。）又は営利団体が使用又は占有をする場合

施設	単位	利用料金（円）
ミーティングルームA	3時間当たり	5,610
ミーティングルームB	3時間当たり	5,720
ミーティングルームC	3時間当たり	5,830
ミーティングルームA・B	3時間当たり	11,340
ミーティングルームB・C	3時間当たり	11,550
ミーティングルームA・B・C	3時間当たり	17,160
ミーティングルームD	3時間当たり	8,580
ミーティングルームE	3時間当たり	9,020
ミーティングルームF	3時間当たり	6,270
ミーティングルームG	3時間当たり	6,160
ミーティングルームF・G	3時間当たり	12,440
多目的スペースA	3時間当たり	12,100
多目的スペースB	3時間当たり	15,180
オープンスペース（10平方メートルにつき）	1時間当たり	550
コワーキングスペース（1区画につき）	1日当たり	1,980

き)		
----	--	--

備考 前号の表の備考に同じ。

2 附帯設備利用料金

次の各号に掲げる附帯設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

- (1) ロッカー（1区画につき） 1月当たり550円
- (2) 前号に掲げる附帯設備以外の附帯設備 3時間当たり1,100円以内で規則で定める額